

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（拡充）

【平成20年度概算決定額30,546（34,088）百万円】

### 対策のポイント

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進するため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援。特に関連施策との連携による効果的取組を重点的に推進

- ・農山漁村地域への二地域居住については、都市住民の38%が願望を持っており、年齢別では団塊の世代を含む50歳代が46%と最も高い。
- ・農山漁村への定住については、都市住民の21%が願望を持っており、年齢別では20歳代、50歳代が3割と高い。

（都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査（H17年11月調査、内閣府政府広報室））

### 政策目標

全国の市町村の過半（1,000以上）で居住者、滞在者の増加につながる農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出（平成19～23年度）

### <交付金の特徴>

- ・農・林・水の縦割りなく施設等の整備が可能。
- ・窓口のワンストップ化による手続き事務の簡略化。
- ・対象施設間の予算流用や年度間融通による地域の実情に合わせた整備が可能。
- ・国が提示するメニューだけでなく、地域が提案するメニューも支援。
- ・都道府県又は市町村への助成。

### <内容>

#### 1. 農山漁村活性化に資する基礎づくり

農山漁村における生産基盤や生産機械施設等の整備を支援します。20年度は、①遊休農地を景観形成など農業以外に活用する多様なボランティア活動の支援、②遊休農地を教育ファーム等多目的に活用するための土地条件整備、③遊休農地の基盤整備とその利用を促進するための経費を支援、④耕作放棄地解消のための基盤整備に対する技術支援等の追加的ソフト支援、⑤面的集積を進める基盤整備に対するメリット措置等を拡充します。

#### 2. 定住環境の整備

農山漁村における情報通信基盤施設や簡易給排水施設等、生活環境の整備を支援します。20年度は、①地域に定住しようとする農林漁業従事者等に空き家等荒廃家屋を貸し出すための整備、②地域の実情に応じたより先進的な情報通信基盤施設の整備を拡充します。

#### 3. 地域間交流の促進

地域間交流の拠点となる交流・体験施設等の整備を支援します。20年度は、①本格的宿泊体験活動を受け入れるための農林漁家を含む一定規模の施設整備及び受入機能の強化等に必要な直売施設、処理加工施設等の整備、②交流拠点とのアクセスを改善する「農村のみち」の整備、③捕獲した鳥獣個体を中山間地域の新たな特産物として地域間交流等に有効活用する施設整備を拡充します。

### <交付先等>

1. 交付先 都道府県、市町村
2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、農林漁業者等の組織する団体等
3. 交付率 定額（定額、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3（沖縄県2/3、8/10）（奄美6/10、5.2/10））

（ 担当課：大臣官房企画評価課（03-3502-7134） ）

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

農山漁村地域において、居住者及び滞在者の増加といった観点も踏まえ、農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援します。

## 特徴

- 農・林・水の縦割りなく施設を一気に整備
- 窓口のワンストップ化(大臣官房に体制整備)
- 対象施設間の経費の弾力的運用、年度間の融通可能
- 地域が提案するメニューも支援
- 都道府県又は市町村への助成(民間団体等へは間接助成)
- 法律上の事業とすることにより、施設用地の確保、市民農園の開設等の手続きが簡素化

平成20年度概算決定額: 305億円



交付金を活用したプロジェクト例

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(拡充)

平成20年度概算決定額  
30,546(34,088)百万円

## 定住環境の整備

農山漁村の生活環境の整備に必要な情報通信基盤施設、簡易給排水施設等の整備

〔拡充内容〕

地域に定住し、農林漁業に従事する者に対し、空き家等荒廃家屋を整備して貸し出す場合、必要となる経費の一部を支援

ADSL、光ファイバー等地域の創意工夫を活かした情報通信基盤整備の支援対象を拡大

## 農山漁村活性化に資する基礎づくり

農林漁業の振興に必要な基盤整備及び生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設等の整備

〔拡充内容〕

耕作放棄地の解消を図る基盤整備を行う場合、技術支援を含む追加的ソフト支援を実施

・遊休農地を景観形成や植林等農業以外にも活用するボランティアの活動を支援  
・遊休農地を教育ファーム等多目的に活用するための土地条件整備への支援

面的集積を進める基盤整備を行う場合、メリット措置(促進費)を実施

## 地域間交流の促進

地域間交流の拠点となる地域資源活用総合交流施設、農林漁業体験施設等の整備

〔拡充内容〕

農林漁家の空き家等の既存ストックを活用した宿泊体験活動受入施設の整備及び地域の受入機能の強化を図るための直売・食材供給施設等の整備を支援

地域の農業を支え歴史的・文化的価値を有する古道の再生や交流拠点の間を連絡する散策道など「農村のみち」の総合的整備を支援

捕獲した鳥獣を、中山間地域の新たな特産物等として地域間交流のPRや活性化に有効活用するための処理加工施設の整備を支援

地域が独自に提案する創意工夫発揮事業等

地域の創意工夫による農山漁村の活性化を一層支援

